

分任契約担当官
陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊長 橘野 真一

公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 I H回転釜補修
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 納 期 令和8年12月31日
- (4) 履 行 場 所 陸上自衛隊与那国駐屯地

2 競争参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度の全省庁統一資格において、「役務の提供等」で「D」以上の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。（資格審査結果通知書（写し）を入札日前日までに提出すること。）
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊与那国駐屯地第442会計隊事務室及び
陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>).

4 競争執行の場所及び日時

第442会計隊事務室
令和8年5月26日（火）13時10分

5 保証金

- (1) 入札保証金：免 除
ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金額中、未履行部分の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 落札決定方式

総品目の総額（消費税抜き）により決定するものとし、当方所定の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者を落札者とするものとする。
また、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額を加算した額をもって契約金額とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の消費税等相当額を除いた金額（税抜額）を入札書に記載すること。
なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

7 契約書作成の要否

落札決定後、遅滞なく作成する。なお、契約書は陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式に基づき作成し、以下の契約条項を適用するものとする。

「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

8 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 その他

- (1) 入札及び契約心得を了承の上、入札に参加すること。
- (2) 郵便による入札は認める。ただし、電話、電報、FAX等による入札は認めない。
また、郵便による入札は、入札日前日の12時までに必着するように郵送すること。なお、郵送後郵送したことを電話にて連絡する。再度入札となった場合は別途連絡する。
併せて、当該郵便の表面に入札件名を記入すること。(例：〇〇ほか〇件入札書在中 等)
- (3) 入札に関する事項について委任を受け入札に参加する者は、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等の提出を依頼する場合がある。また、この資料等の提出に応じない場合又はその内容の証明が不十分な場合は、その説明を求める場合があるため真摯に応じること。
なお、これらの積算資料等の提出・説明に応じなかった場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなないことがある。
- (5) 公告掲示場所
第442会計隊(与那国)の掲示板及び西部方面会計隊ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdw/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)
- (6) 仕様書の内容に疑義等がある者については、下記の規格の担当者に対し入札前までに問い合わせるものとする。
- (7) 携行品：印鑑、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し、委任状(委任を受けた方のみ)
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒907-1801
沖縄県八重山郡与那国町与那国3765-1
陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊 担当：橋野
TEL 0980-87-3771(内線345)
FAX 0980-87-3779(直通)
- (9) 品名・規格に関する問い合わせ先
与那国駐屯地業務隊補給科糧食班 泊：内線(350)

調達要求番号：6SYA1A40002

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	7310-287-7515-5	仕様書番号	
IH回転釜補修		作成	令和8年5月13日
		変更	
		作成部隊等名	与那国駐屯地業務隊補給科

1 場 所

沖縄県八重山郡与那国町字与那国3765-1 陸上自衛隊与那国駐屯地

2 概 要

IH回転釜補修 2台

3 一般事項

- (1) この仕様書は、陸上自衛隊与那国駐屯地において実施する「IH回転釜補修」について適用する。
- (2) 本件に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 本件に際し、他の構造物等に損害を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において原形復旧するものとする。
- (4) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等が発生した場合は、受注者の責任において処置するとともに、速やかに監督官に報告するものとする。
- (5) 本件に必要な電気及び水は、原則受注者が負担するものとし、事前に監督官に報告するものとする。
- (6) 作業終了後は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (7) 駐屯地への入出門、各施設への立入及び交通規制等、駐屯地内での行動は、駐屯地諸規則並びに監督官の指示に従うものとする。

4 特記事項

- (1) 補修を実施するIH回転釜2台の設置場所及び仕様等は下表のとおりとする。

設置場所	品 名	製造元（販売元）	型 式
調理室	IH 回転釜	桐山工業（株） （A I H O（株））	TIH-20S

- (2) IH回転釜2台の実施する補修の範囲は次のとおりとする。

- ア 使用交換部品の交換（交換部品は次項に掲載）
- イ 部品交換により調理機能を正常な状態に復旧
- ウ 補修後は電気系統の通電及び機能状況確認
- エ 作業終了後の現場復旧

(3) 使用部品等 (1台目)

部品名	作業内容	数量
I H コイル組立品 (A2-K902049)	交 換	1 組
テフロンガラスクロス (A2-A1008-002)	交 換	1 本 (3 m)
I H 釜 電源線 30 P 650 L (A2-K000354)	交 換	2 本
I H インバーターMTG-10 (A2-A4005-001)	交 換	2 台
I H 操作パネル E-2471 (A2-A4018-001)	交 換	2 個
ROM (A2-A4018-008)	交 換	2 個

(4) 使用部品等 (2台目)

部品名	作業内容	数量
I H コイル組立品 (A2-K902049)	交 換	1 組
テフロンガラスクロス (A2-A1008-002)	交 換	1 本 (3 m)
I H 釜 電源線 30 P 650 L (A2-K000354)	交 換	2 本
I H インバーターMTG-10 (A2-A4005-001)	交 換	2 台
ROM (A2-A4018-008)	交 換	2 個